

○ 星薬科大学過半数代表者に関する規程

制定 平成23年10月17日

改正 平成24年10月12日

平成30年10月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、星薬科大学（以下「本学」という。）における職員（非常勤職員含む。）の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(過半数代表者の責務)

第2条 過半数代表者は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 労働基準法（以下「労基法」という。）第24条第1項ただし書に定める協定（賃金控除に関する協定）の締結
- 二 労基法第34条第2項ただし書に定める協定（休憩時間の一斉付与原則の適用除外に関する協定）の締結
- 三 労基法第36条第1項に定める協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結
- 四 労基法第38条の3第1項に定める協定（専門業務型裁量労働制に関する協定）の締結
- 五 労基法第90条に定める書面（就業規則作成及び改廃における意見聴取に対する書面）の提出
- 六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条第1項ただし書及び第12条第2項に定める協定（育児・介護休業の対象から除外する労働者の協定）の締結
- 七 労基法その他関連諸法令において、過半数代表者の責務として規定されている事項

2 前項各号に定める事項を遂行するに当たって、過半数代表者は職員の意見を広く反映したものとなるよう努めるものとする。

(過半数代表者の選出)

第3条 過半数代表者は、職員の過半数の賛成を得て選出するものとする。

- 2 過半数代表者の選出は、投票その他の民主的な手続きによって、これを行うものとする。
- 3 過半数代表者選出の手続については、これを別に定める。

(過半数代表者の任期)

第4条 過半数代表者の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 過半数代表者が欠けた場合は、本規程及び前条第3項により別に定める過半数代表者選出手続きを準用して速やかに補欠選挙を行い、後任者を選出するものとする。

- 3 前項の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 過半数代表者の任期が満了したのち、後任者が選出されるまでの間は、前任者が過半数代表者を務める。

(不利益取扱いの禁止)

第5条 職員は、過半数代表者であること、過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(過半数代表者委員会)

第6条 過半数代表者はその業務を補助する機関として過半数代表者委員会を組織することができる。

- 2 過半数代表者委員会の構成員は若干名とし、その運営は本規程に則したものでなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月18日から施行する。
- 2 この規程の改廃は、選挙管理委員会の議決の後、教授会ならびに事務連絡会に報告する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年10月12日から施行する。【※改正点：第6条の追加】

附 則

- 1 この規程は、平成30年10月31日から施行する。【※改正点：第4条4項の追加】